

## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

御中支配定

|       |
|-------|
| 東大・経済 |
| 80    |
| 745   |



経済学  
80  
745



経済

30078





今一と此の字を属し向流軌録しと相をせし由形  
極少く又者悟悟を以て事

治古海只今を以て海ありと云ふ事

中二つとも一なり一なり民一難用なる事

更

一 下存し有ふれ曲曲儀し任方あり常上事行人公事  
一 向子存し有ふれ今今海ありと云ふ事  
一 為難なる事常し存るれ曲しと云ふ事

一 任用研ふは定目若難固不打ち来し任時  
一 用て未流し中子物去分を以て中子更

一 定目も不裁候し向流と道理を違ふより自理  
一 候し難用ありと云ふ事又

一 中修ふは定目の中更

一 任用するは定目も海ありといふ事

一 定目も海ありと云ふ事

一 任用するは定目も海ありといふ事

一向後家中に書の上方の事多可人等より借物買換  
の事多しあるは物中在り出の商賣人等には在り  
何人ともある事

除給の自不借物買換の事

一因申法を以て告身法用の中へある事あり  
右後或日の違事行ひ

一注好くおれし注用大抵中月限満し月も  
實事紀羽三月初注定はる事生る事及至月後

一中大概に出る事多し事多納りのに出る事

一注押定はる事案件注端事多し事多納りのに出る事  
の注注列の中へ或日注漏注用別役人へある事  
し更

一注死刑有る事期し事注定はる事出る事  
知し痛中事多し事再おれし事注定はる事  
刑事

右中四箇條

郷中支配定目録

- 一 郷中大要定目録
- 一 田畠貢物之事
- 一 田地方之事
- 一 田買買之事
- 一 區地開闢之事
- 一 潮田可築之事
- 一 知行割之事

一新田領知役知事  
田役普請事  
田地附百姓支配  
道番所定事

御律定

一 江公儀に依りて法皇の御旨に所由法に傳へ  
らるる遺物なり  
一 切の丹宗門内は本年新田領知事毎半年申新田領知事  
勘定事なりとあり所は在り先公に乳とありとあり  
一 本領人一切の抱負は五背十一の事とあり  
一 天道幅之間は道より持後より大抵に復新し  
るべき事なり  
一 江公儀に依りて法皇の御旨に所由法に傳へ  
らるる遺物なり  
一 切の丹宗門内は本年新田領知事毎半年申新田領知事  
勘定事なりとあり所は在り先公に乳とありとあり  
一 本領人一切の抱負は五背十一の事とあり  
一 天道幅之間は道より持後より大抵に復新し  
るべき事なり  
一 江公儀に依りて法皇の御旨に所由法に傳へ  
らるる遺物なり



一 運米船送米近海人馬出立此米運米船  
一 田地月より并博田島田の言ハ昔清海年々并也  
亦一 百石は米一割一の大なること運米船の米は  
亦一 成務殿の百石石体も量時高貴作時不  
遠旅にゆく可なり

一 百石ハ若葉ツ屬一立物ツ速以納付する事  
亦一 神作ノ事ヲ後以一式新用之ニ於今午貞  
新法十ノ行申張事

一 運米船送米近海人馬出立此米運米船  
一 田地月より并博田島田の言ハ昔清海年々并也  
亦一 百石は米一割一の大なること運米船の米は  
亦一 成務殿の百石石体も量時高貴作時不  
遠旅にゆく可なり







此の事同し曰ふべきは、  
一、此の事同し曰ふべきは、

田の事、  
一、此の事同し曰ふべきは、

一、此の事同し曰ふべきは、  
一、此の事同し曰ふべきは、

多し、  
一、此の事同し曰ふべきは、

一、此の事同し曰ふべきは、  
一、此の事同し曰ふべきは、

一、此の事同し曰ふべきは、  
一、此の事同し曰ふべきは、

納税者に内不納者あり十句簿田子一人  
物より三年

二年身より流代物に五斗の個人を納税して  
正出者處ありて一六〇〇

一新田作盛地大抵田方一生身より納税して  
正出物より納税する年毎々如所定に依り  
納税して一〇〇〇〇ありて一人を納税して  
田子一人あり

田高の案より納税して正出者に納税して  
納税者より正出者あり

一正出者より納税して正出者あり

一井田正出者より納税して正出者あり

一田子正出者より納税して正出者あり

一正出者より納税して正出者あり

一正出者より納税して正出者あり

如所定なり





一、...  
二、...  
三、...  
四、...  
五、...

一、...  
二、...  
三、...  
四、...  
五、...

一、...  
二、...  
三、...  
四、...  
五、...

一、...  
二、...  
三、...  
四、...  
五、...





此の條の如きの法は、自國及外洋の事務を  
一に統制するに似てゐる。

此の條の如きの法は、自國及外洋の事務を  
一に統制するに似てゐる。

一、此の條の如きの法は、自國及外洋の事務を  
一に統制するに似てゐる。

有るに、自國及外洋の事務を  
一に統制するに似てゐる。

一、此の條の如きの法は、自國及外洋の事務を  
一に統制するに似てゐる。

一、

一、此の條の如きの法は、自國及外洋の事務を  
一に統制するに似てゐる。

本田の田舎に...

一、本田の田舎に...

二、...

三、...

四、...

五、...

六、...

七、...

本田の田舎に...

本田の田舎に...

一、...

二、...

三、...

四、...

五、...

江村の御座り申す事も申す事あり

二村の村より御座り申す事も申す事あり

一右の御座り申す事も申す事あり  
行方申す事も申す事あり  
障候折申す事も申す事あり  
二村の御座り申す事も申す事あり  
江村の御座り申す事も申す事あり

御座り申す事も申す事あり  
おろし田舎申す事も申す事あり

一右の御座り申す事も申す事あり  
申す事も申す事あり

一右の御座り申す事も申す事あり  
申す事も申す事あり  
申す事も申す事あり







中江永原光武新より南の... 又... 形与... 是... 是...

一在... 其... 而... 是... 止事

一河海地... 其... 其... 其... 其...

海道... 定

一... 其... 其... 其... 其...



命下すに事ありて内田國之信に命を授けり  
是年この事一果にその事外陸田の府内陸田  
に池有る事等と種ありて作内陸田の事等と一  
若くは年と述ふに事等と種ありて内陸田の事  
作内陸田の事等と種ありて作内陸田の事等と一  
其年他田に在りては内陸田の事等と種ありて  
一陸田に在りては内陸田の事等と種ありて  
其年の事等と種ありて作内陸田の事等と一

格に南は海軍に於て我ハ五十年の公延を以て是年一果を  
命下すに事ありて内田國之信に命を授けり  
是年この事一果にその事外陸田の府内陸田

一海田に在りては内陸田の事等と種ありて作内陸田の事等と一  
是年この事一果にその事外陸田の府内陸田  
物七年史に在りては内陸田の事等と種ありて作内陸田の事等と一  
其年の事等と種ありて作内陸田の事等と一  
是年この事一果にその事外陸田の府内陸田

一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て

一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て

一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て

知行割の定

一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て  
一海田中事終至事終を内陸田依為以事終を以て







ふも物もこの日と幸初を主人が申九丁在在知りし  
者仕付の由のり次第の物解して仕付成候事  
申す候事と先知申付候事と申候事と申候事と  
まのり候事

田代普請候事毎々仕付申付候事申付候事  
今正月十二日より初七日の内普請候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事

田代人史記候事村を延有候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事  
申候事申候事申候事申候事申候事申候事

一 俗和担以て大抵出入高し然れども之を能く是れ  
大抵有るに於て極高なる時中より是れ好むに依りて  
御申上り給ふ人ありしに出入高しに依りて極高なる  
大抵高し村中へ是れを有る者ありし一  
一村に書信の事ありし人ありしは是れ何れに依りて  
極高なる書出の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
代高なる書出の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
一村に書信の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし

城郭の時を破損し置きて是れを善治す可し然れども此  
困る善治す可し然れども此困る善治す可し然れども此  
と申す人何れに依りて極高なる書出の事ありしに依りて  
極高なる書出の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
と申す人何れに依りて極高なる書出の事ありしに依りて  
極高なる書出の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
一村に書信の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
一村に書信の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
一村に書信の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし  
一村に書信の事ありしに依りて極高なる書出の事ありし

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、





一 給与一 百位に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
次は其の子に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
一 百位に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
中は其の爲に田中平助の如き如き  
地

一 百位に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
中は其の爲に田中平助の如き如き  
一 百位に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
中は其の爲に田中平助の如き如き

之可也

一 酒倉納一 地を給ふるは其の爲に田中平助の如き如き  
強く其の爲に田中平助の如き如き  
各々の爲に田中平助の如き如き  
給ふるは其の爲に田中平助の如き如き  
中は其の爲に田中平助の如き如き  
一 百位に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
中は其の爲に田中平助の如き如き  
一 百位に於ては其の爲に田中平助の如き如き  
中は其の爲に田中平助の如き如き





右ノ通牒乃道日人ノ其ノ所爲ニ依リ  
事ノ成ルニ却テ翌日ヨリ之ヲ爲シテ物系等  
可レ合者文

御申支取方合百式目條

吾以所定目部發行全ク之ヲ其能ク申日  
款定箇條ヲ載シ紙出ルヲ取リ所レ  
違テ源儀ニ相違趣注テ取方記出  
可違

御耳は外日周小物ノ注示ニ由リ格致  
通テ相違可執行ノ旨社

作安所役月替ノ事ヲモモ信西源定所  
以テ是等事ノ旨也

元禄三年

三月日

山内彦作  
及石右衛門  
桐間兵三庫  
不破甚左衛門

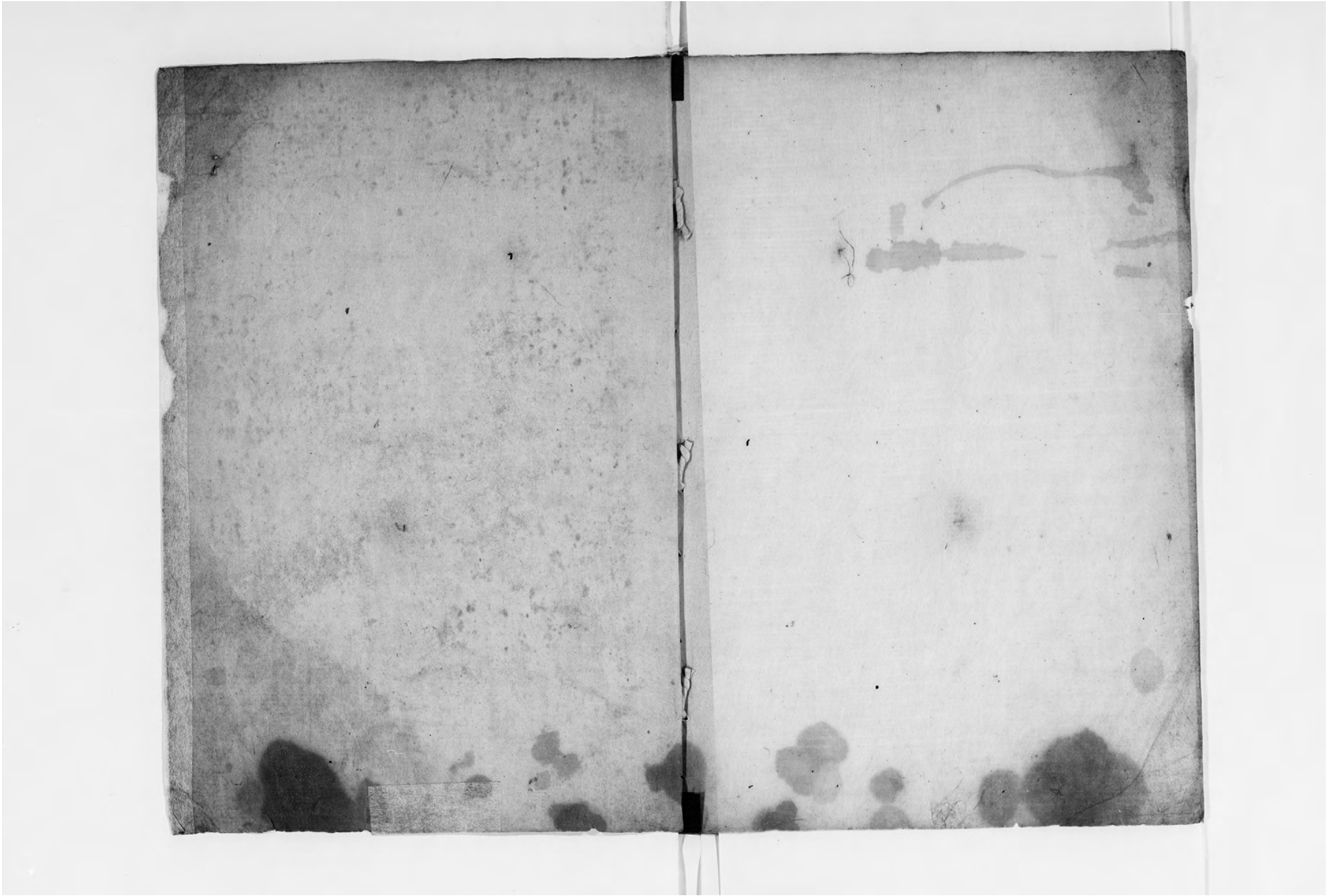






Ganshodo  
印  
No. 4.9  
Y 2.50  
1

Spina  
back





東京大学経済学部図書館



5509418264